

大間原子力発電所の許認可準備状況について

1. はじめに

当社は、2014年12月16日、大間原子力発電所の新規規制基準適合性に係わる設置変更許可の申請と合わせ、工事計画認可を申請しています。

新規規制基準適合性審査については、現在、地震津波の審査中ではありますが、プラント審査に関しては、直ちに審査に入れるよう準備を整えています。

また、建設所においては SA 設備を反映したフルスコーププラントシミュレータや可搬型設備を用いた訓練を行い技術的能力の向上を図っています。

2. 設置変更許可申請

(1) プラント審査

- ・ プラント審査に向けて先行プラントの審査を踏まえ、また、大間サイトの特徴も考慮した上で審査資料を整えています。

具体的には、まとめ資料や説明資料の作成と共に、先行プラント審査結果との比較表を作成して大間との相違点を抽出し、説明性の向上を図っています。

(2) 特重施設の設置許可申請

- ・ 現状、大間の設置変更許可申請は本体施設と特重施設を一体で申請しています。当該申請についてプラント審査開始前に補正手続きにより特重施設を削除し、本体施設のみの申請内容とすることを考えています。
- ・ プラント審査はまず本体施設を先行して進め、本体施設の諸条件の確定（許可）をもって、分離した特重施設を申請する予定で考えています。

大間は建設中プラントであり、建設進捗を含めた大間の状況、再稼働プラントと異なる点などを現地で見るとは審査の円滑な進捗につながると考えます。プラント審査開始前に現地を確認して、状況の共有を図ることが審査の効率化の観点からも有効と考えています。

3. 設工認申請（分割）

- ・ 大間は建設中プラントであり、SA 設備等の新規設備の申請に加え、一部建設工事に係わる既認可設備の工事計画変更認可申請が必要であると考えています。
- ・ 以上より、申請物量、工事物量も多いため、設工認は分割申請により、建設工事の進捗に合わせ、段階的に申請を行なっていきたいと考えています。分割範囲などの詳細は今後説明していきたいと考えています。

(審査の流れ⇒)

【プラント審査】

▽補正手続きによる特重の削除 ▽許可

【特重施設の設置許可】

特重施設の再申請▽

▽許可

【設工認申請（分割）】

設工認の再申請▽

▽認可

分割申請①

▽認可

分割申請②

順次申請(SA 設備等)...

分割申請⊗

▽認可

順次申請(特重施設)...

図 大間の許認可スケジュール（審査の基本的な流れ）のイメージ

以上